

加古川市メディア広報及びPR戦略業務
仕様書

加古川市企画部
政策企画課
(令和5年12月)

1 業務名

加古川市メディア広報及びPR戦略等業務

2 目的

加古川市（以下「本市」という。）シティプロモーションは、ブランドイメージの確立とシビックプライドを醸成するため、市政情報の的確な発信を図るとともに、豊かな自然、文化・歴史や活躍する人々などを戦略的に発信するなど、本市の施策と魅力を積極的かつ効果的に活用することを基本方針としている。

当業務は上記基本方針を踏まえ、本市の施策や魅力を広く各種メディアに露出することで市内外において広く本市のイメージ向上を図り、加古川市民（以下「市民」という。）の定住意向と本市への愛着度を高めることを本業務の目的とし、ひいては本市の転出超過数の減少につなげるものとする。

定住意向の増加

本市が実施する「市民意識調査」の定住意向調査において、「現在の場所に住み続けたい」「できれば市内の他の場所に移りたい」と回答した人の割合の増加を目指す。数値目標は令和8年度に、78%を目標とする（令和4年度：74.4%）。

愛着度の増加

本市が実施する「市民意識調査」のうち、「地域に誇りや愛着を感じている市民の割合」について「感じる」「やや感じる」と回答した人の割合の増加を目指す。数値目標は令和8年度に、76%を目標とする（令和4年度：70.4%）。

3 現状と課題

本市シティプロモーションは毎月発行の広報かがわをはじめとする紙媒体、ホームページ、各種SNSなどを活用しながら施策やスポット、人などの魅力の発信を行っているが、プロモーションの推進にあたり、多様なメディアを通じて本市の魅力や施策を市内外に広く発信し、本市のイメージ向上につなげることが必要である。

また、本市のプロジェクトとして加古川河川敷においてハード・ソフトの両面から新たな賑わい空間の創出を官民協働で実施する「かわまちづくり」、「見守りカメラ」の活用などデジタル技術を活用した「スマートシティの推進」、また、「JR加古川駅周辺の再整備」に関する取組を実施中であり、広くPRをしていきたい。

また、年度ごとの本市の重点施策についてもPR重点項目とする。

4 委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

5 業務内容

各種メディアへの露出を獲得するための業務を基本とし、本市の施策や魅力を効果的に発信し、本市のイメージ向上、話題喚起につなげるためのパブリシティ活動を継

続して企画・実施すること。

対象は主に関西圏（市内を含む）に住む、働いている世代及び子育て世代、若者世代とし、トレンドや社会的背景から、効果的な情報発信を提案・実施すること。

また、本市の施策や魅力について情報を収集・研究し、また、話題となるための素材などについて、それらをまとめて発信する手法を継続的に提案・実施すること。

(1) メディア広報の企画提案・実施

① テレビをはじめ新聞や雑誌、WEBなどのメディアでの露出獲得に向けた誘致活動を行うこと。

② 本市が行う事業や露出の獲得に結びつきやすいタイムリーな話題などは、本市と協議の上、効果的なプレスリリースを作成し、的確なメディアに配信することで露出を獲得すること。なお、本市作成のプレスリリース資料を活用することも可能とする。また、配信にあたり、プレスリリース配信サービスの「PR TIMES」については利用すること。

③ 「かわまちづくり」、「スマートシティの推進」及び「JR 加古川駅周辺の再整備」に関する取組については、各種メディアを活用し、特に広くPRできるような手法を企画・提案・実施すること。

④ 特に広報効果が高いと認められる情報（本市施策・事業を基本とする）については、効果的な企画案を提案し、戦略的なPR活動を実施すること。なお、実施にあたっては本市と協議すること。

(2) シティプロモーション活動全般への助言・提案

加古川市役所での対面、またはWEB会議にてシティプロモーション全般に係る相談・提案を行うこと。また、効果的な活動について本市と協議のうえ実施すること。

6 業務実施体制

本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。受託者は、委託契約締結後速やかに業務実施責任者の氏名等を報告すること。

7 協議

受託者はPR案件の選択及び進捗状況の報告等にあたり、本市と月1回以上の定期的な協議（オンラインまたは対面）を行うなど、緊密な連携を取ること。また、協議結果については記録にまとめ、速やかに提出すること。

8 事業計画及び月次報告書の提出について

契約締結後、年間の業務計画を提出すること、また、翌月に前月の月次報告書を提出すること。なお、月次報告には、取材依頼の働きかけを行ったメディアとメディアの反応等、獲得したメディアへの露出内容や広告換算額を検証し、記載すること。

9 実績報告書の提出について

業務実施後、実績報告書を作成し、提出すること。

10 支払い方法

本市は受託者に対し年度ごとに委託料を支払うこととする。なお、支払方法について、必要に応じて協議できるものとする。

11 担当部局

加古川市役所 企画部政策企画課シティプロモーション担当

電 話：079-427-9222

E-mail：citypromo_k@city.kakogawa.lg.jp

12 契約に関する条件等

①再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、業務の一部を再委託若しくは請負わせる場合において、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときは、この限りではない。

②成果品の利用及び著作権

(ア) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに本市に無償で譲渡するものとする。

(イ) 受託者は、本著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。

(ウ) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

③機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

④個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。

以上